

審 査 基 準

令和6年8月29日作成

法 令 名	地方自治法													
根 拠 条 項	第238条の4第7項													
処 分 の 概 要	行政財産の目的外使用許可													
原 権 者	埼玉県知事（警察署長、警察学校長）													
法 令 の 定 め	地方自治法第238条の4第7項													
審 査 基 準	次に掲げる場合、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、行政財産の使用を許可することができる。 (1) 行政財産を利用する者（県の職員等）のため、当該行政財産に食堂、売店等の厚生施設を設置する場合 (2) 県の事務又は事業の遂行に密接な関連を有する各種公益団体等にその事務又は事業の用に供するために使用させる場合 (3) 電気事業、電気通信事業、ガス事業、水道事業、その他の公益事業の用に供するために使用させる場合 (4) 公の学術研究、公の施策等の普及宣伝、その他公益目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合 (5) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合 (6) 他の地方公共団体など公共団体において公用又は公共用に供する場合 (7) 法令その他の規定により使用させることが適当である場合 (8) 前各号に掲げる場合のほか、県の事務又は事業の遂行上使用させることが必要であると認められる場合													
標準処理期間	<table><tr><th>区分</th><th>日数</th></tr><tr><td>1件につき330㎡以上の土地又は165㎡以上の建物の1月以上の使用の新規許可</td><td>60日</td></tr><tr><td>使用料の減免又は免除を伴う新規許可（埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるものを除く。）</td><td>60日</td></tr><tr><td>埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるもの</td><td>20日</td></tr><tr><td>使用料が有料（使用料を減免する場合を除く。）の場合の更新許可</td><td>20日</td></tr><tr><td>上記に掲げるもの以外のもの</td><td>30日</td></tr></table>		区分	日数	1件につき330㎡以上の土地又は165㎡以上の建物の1月以上の使用の新規許可	60日	使用料の減免又は免除を伴う新規許可（埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるものを除く。）	60日	埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるもの	20日	使用料が有料（使用料を減免する場合を除く。）の場合の更新許可	20日	上記に掲げるもの以外のもの	30日
区分	日数													
1件につき330㎡以上の土地又は165㎡以上の建物の1月以上の使用の新規許可	60日													
使用料の減免又は免除を伴う新規許可（埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるものを除く。）	60日													
埼玉県財務規則第154条第2項各号に掲げるもの	20日													
使用料が有料（使用料を減免する場合を除く。）の場合の更新許可	20日													
上記に掲げるもの以外のもの	30日													
申 請 先	警察本部総務部財務局施設課、警察署、警察学校													
問い合わせ先	警察本部総務部財務局施設課（048）832-0110 申請先の警察署、警察学校													
備 考														